

第 28 回 MAG-CUP 少年サッカー交流大会 in 豊田 企業協賛のご案内



1 大会趣旨

三重県（Mie）、愛知県（Aichi）、岐阜県（Gifu）の東海環状自動車道（MAG ロード）が通過する沿線都市が主体となり、地域の交流と連携強化を図るとともに、各地域の次代を担う小学生たちがサッカーを通じて友情と親睦を深め交流の輪を広げ、もって MAG ロードの開通の機運高揚を図ることを目的としています。

2 大会概要

主 催： MAG-CUP 少年サッカー交流大会実行委員会、豊田市サッカー協会

開 催 時 期： 令和 8 年 12 月 5 日、6 日（2 日間）

会 場： 豊田市 中央公園芝生広場、とよたスポーツパーク、五ヶ丘運動広場

参加チーム： 東海環状自動車道沿線市町から選出された計 **32 チーム**（小学 6 年生以下主体の 8 人制）

来場者見込み： 選手・指導者・保護者など 約 500 人

3 協賛メニュー・特典一覧

ご協賛いただいた企業様には、金額や形態に応じて以下の特典をご提供いたします。

プラン	金額（税込）	特典内容				
		ア	イ	ウ	エ	オ
A	100,000 円	○	1 ページ	2 張	特大	○
B	50,000 円	○	1/2 ページ	1 張	大	○
C	30,000 円	－	1/4 ページ	1/2 張	中	○
D	10,000 円	－	1/8 ページ	1/4 張	小	○

※上記内容を超えるご協賛をいただける企業様には、その都度特典を提案させていただきます。

※物品・サービスの供給も金額換算し、特典をご提供させていただきます。

※特典内容の「ウ.ブース出展」には会場スペースの制限がありますので、早めの締め切りをさせていただきます場合がございます。

4 特典の具体的内容

ア. 会場内の広告掲示

会場に企業名ロゴ等の広告物（のぼり旗、横断幕・垂れ幕）を設置することを許可します。

イ. 大会参加者・関係者への広告配布

当日の参加者、関係者に配布される記念品用手提げ袋に協賛企業広告冊子を封入します。

プランにより掲載する大きさが異なります。（A4 1 ページ～1/8 ページ）

ウ. ブース出展

会場内特設スペースでの企業紹介、プロモーション等が可能です。（テント 2 張～1/4 張）

エ. Web サイト・SNS での紹介

大会公式ホームページにおいて、協賛企業としてご紹介します。プランにより紹介する大きさが異なります。

オ. 大会概要での紹介

大会概要において、協賛企業として企業名を掲載します。

第 28 回 MAG-CUP 少年サッカー交流大会 in 豊田 協賛申込書

貴社名		ご担当者名	
所在地	〒		
電話番号		FAX	
E-mail			

プラン	申込口数		金額（税込）		特典内容				
					ア	イ	ウ	エ	オ
A 100,000 円		口		円	○	1 ページ	2 張	特大	○
B 50,000 円		口		円	○	1/2 ページ	1 張	大	○
C 30,000 円		口		円	－	1/4 ページ	1/2 張	中	○
D 10,000 円		口		円	－	1/8 ページ	1/4 張	小	○
協賛合計金額									

5 お申し込み方法

- ① 「協賛申込書」に必要事項をご記入の上、郵送、FAX、またはメールにて事務局までご送付ください。物品・サービスの供給の場合は、内容の分かる見積書等の添付をお願いします。
- ② 申込書受付後、事務局より協賛金のご請求書を発行いたします。指定の口座へお振込みをお願いいたします。振込手数料は協賛企業様でご負担をお願いします。

6 申込期限 2026 年 11 月 6 日（金）まで

※申込期限後の申込を希望される企業様におかれましては、事務局までご相談ください。

7 お問い合わせ・申込先

第 28 回 MAG-CUP 少年サッカー交流大会実行委員会 事務局

（事務局：豊田市 建設部 幹線道路推進課 担当：杉山、大石）〒471-8501 豊田市西町 3 丁目 60 番地
TEL：0565-34-6673 / FAX：0565-35-8196 / E-mail：kansendouro@city.toyota.aichi.jp

8 注意事項

○荒天、地震、風水害、事件、事故、疾病等の理由により、やむを得ずイベントを開催縮小または中止にすることがあります。この場合においても、協賛金の返還は行わないものとします。それに伴う仕入れ金の損害や営業機会の損失、その他いかなる名目においても、金銭等の保証は一切致しかねますのでご了承ください。

○以下に該当する協賛および大会趣旨にそぐわないと主催者が判断する協賛はお断りすることがあります。

- ・政治性及び宗教性のあるもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(第 122 号)第 2 条に規定する営業に該当するもの又はこれに類するもの
- ・暴力団及び暴力団等と密接な関係を有するもの

○個人情報については協賛金募集に関わる業務以外の目的には利用いたしません。